

岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）						
1 行政職給料表に定める職務区分表					1 行政職給料表に定める職務区分表						
区分	[略]	3 級	4 級	5 級	[略]	区分	[略]	3 級	4 級	5 級	[略]
本庁	[略]	[略]	特命課長 主任主査 情報技術専門 監 主査	[略]	[略]	本庁	[略]	[略]	特命課長 主任主査 主査	[略]	[略]
病院等	[略]				[略]	病院等	[略]				[略]
		主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	[略]			主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	[略]
						専門職員			上席情報技術 専門員 情報技術専門 員	上席情報技術 専門員	[略]
備考 [略]					備考 [略]						
3 医療職給料表(2)に定める職務区分表					3 医療職給料表(2)に定める職務区分表						
区分	1 級	2 級	3 級	4 級	[略]	区分	1 級	2 級	3 級	4 級	[略]
本庁	[略]				[略]	本庁	[略]				[略]
病院等	診療放射線 技師	薬剤師 臨床心理士	薬剤科長 (5級の欄 に掲げられ ている薬剤 科長を除 く。)	薬剤科長 (5級の欄 に掲げられ ている薬剤 科長を除 く。)	[略]	病院等	診療放射線 技師	薬剤師 臨床心理士	薬剤科長 (5級の欄 に掲げられ ている薬剤 科長を除 く。)	薬剤科長 (5級の欄 に掲げられ ている薬剤 科長を除 く。)	[略]
	臨床検査技 師	診療放射線 技師					臨床検査技 師	診療放射線 技師			
	臨床工学技 士	臨床検査技 師					臨床工学技 士	臨床検査技 師			
	理学療法士	臨床工学技 士	薬剤科次長	薬剤科次長			理学療法士	臨床工学技 士	薬剤科次長	薬剤科次長	
	理療士	理学療法士	主任薬剤師	主任薬剤師			理療士	理学療法士	主任薬剤師	主任薬剤師	
	作業療法士	理学療法士	臨床心理科 長	臨床心理科 長			作業療法士	理学療法士	臨床心理科 長	臨床心理科 長	
	視能訓練士	理療士					視能訓練士	理療士			
	言語聴覚士	作業療法士	主任臨床心 理士	主任臨床心 理士			言語聴覚士	作業療法士	主任臨床心 理士	主任臨床心 理士	
	栄養士	視能訓練士					管理栄養士	視能訓練士			
		言語聴覚士	栄養管理室	栄養管理室			栄養士	言語聴覚士	栄養管理室	栄養管理室	

医療社会事業士 歯科衛生士	栄養士 医療社会事業士 歯科衛生士	長（中央を除く。） 栄養管理室 次長  主任栄養士 診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。） 副診療放射線技師長（中央を除く。） 臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げられている臨床検査技師長を除く。） 副臨床検査技師長（中央を除く。） 理学療法技師長 理療技師長 作業療法技師長 医療相談室長 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師	長（中央を除く。） 栄養管理室 次長  主任栄養士 診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。） 副診療放射線技師長（中央を除く。） 臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げられている臨床検査技師長を除く。） 副臨床検査技師長（中央を除く。） 理学療法技師長 理療技師長 作業療法技師長 医療相談室長 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師
------------------	-------------------------	--	--

医療社会事業士 歯科衛生士	管理栄養士 栄養士 医療社会事業士 歯科衛生士	長（中央を除く。） 栄養管理室 次長 主任管理栄養士 主任栄養士 診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。） 副診療放射線技師長（中央を除く。） 臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げられている臨床検査技師長を除く。） 副臨床検査技師長（中央を除く。） 理学療法技師長 理療技師長 作業療法技師長 医療相談室長 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師	長（中央を除く。） 栄養管理室 次長 主任管理栄養士 主任栄養士 診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。） 副診療放射線技師長（中央を除く。） 臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げられている臨床検査技師長を除く。） 副臨床検査技師長（中央を除く。） 理学療法技師長 理療技師長 作業療法技師長 医療相談室長 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師
------------------	----------------------------------	---	---

主任臨床工 学技士	主任臨床工 学技士
主任理学療 法士	主任理学療 法士
主任理療士	主任理療士
主任作業療 法士	主任作業療 法士
主任視能訓 練士	主任視能訓 練士
主任言語聽 覺士	主任言語聽 覺士
主任医療社 会事業士	主任医療社 会事業士
主任歯科衛 生士	主任歯科衛 生士
薬剤師	
臨床心理士	
診療放射線 技師	
臨床検査技 師	
臨床工学技 士	
理学療法士	
理療士	
作業療法士	
視能訓練士	
言語聴覚士	
栄養士	
医療社会事 業士	
歯科衛生士	

備考 [略]

主任臨床工 学技士	主任臨床工 学技士
主任理学療 法士	主任理学療 法士
主任理療士	主任理療士
主任作業療 法士	主任作業療 法士
主任視能訓 練士	主任視能訓 練士
主任言語聽 覺士	主任言語聽 覺士
主任医療社 会事業士	主任医療社 会事業士
主任歯科衛 生士	主任歯科衛 生士
薬剤師	
臨床心理士	
診療放射線 技師	
臨床検査技 師	
臨床工学技 士	
理学療法士	
理療士	
作業療法士	
視能訓練士	
言語聴覚士	
管理栄養士	
栄養士	
医療社会事 業士	
歯科衛生士	

備考 [略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	[略]	3 級	4 級	[略]
本庁	[略]			
病院等	[略]	副総看護師長（高田、 <u>沼宮内、大迫、東和、住田、山田及び伊保内</u> に限る。） 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師 看護師 助産師	副総看護師長（高田、 <u>沼宮内、大迫、東和、住田、山田及び伊保内</u> に限る。） 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師	[略]
[略]				

備考 [略]

別表第3（第5条関係）

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	勤務1月につき、給料月額に100分の20から100分の25までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を限度として別に定める額（南光病院長又は精神科病院等に勤務する医師である企業職員にあつては、当該額に付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加算した額）に <u>270,000円</u> の範囲内で医療局長が定める額を加算した額
[略]		

付表2

職員の区分	調整数
[略]	
(4) <u>医療社会事業士又は栄養士</u> である企業職員（(2)に掲げる者を除く。）	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	[略]	3 級	4 級	[略]
本庁	[略]			
病院等	[略]	副総看護師長（高田、 <u>沼宮内、東和、住田及び山田</u> に限る。） 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師 看護師 助産師	副総看護師長（高田、 <u>沼宮内、東和、住田及び山田</u> に限る。） 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師	[略]
[略]				

備考 [略]

別表第3（第5条関係）

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	勤務1月につき、給料月額に100分の20から100分の25までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を限度として別に定める額（南光病院長又は精神科病院等に勤務する医師である企業職員にあつては、当該額に付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加算した額）に <u>370,000円</u> の範囲内で医療局長が定める額を加算した額
[略]		

付表2

職員の区分	調整数
[略]	
(4) <u>管理栄養士、栄養士</u> 又は医療社会事業士である企業職員（(2)に掲げる者を除く。）	[略]

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。